

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢堀兼狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>埼玉県狭山市入間川字沢久保一 ○二八番一地从先から同市入間川 字沢久保九六三番一地从先まで</p>		区 間
<p>二五・一〇〇 四七・六八</p>	<p>二五・一〇〇 三八・二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三六・二八</p>		延長 (メートル)
<p>狭山市都市計画道路 狭山市駅加佐志線の 整備に伴う交差点改 良工事による。</p>		備 考